

津市隣保館運営審議会会議録

1 会議名	令和4年度第2回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	令和5年2月7日(火) 午前9時56分から午後0時13分まで
3 開催場所	津市芸濃総合支所 大会議室
4 出席者の氏名	(津市隣保館運営審議会委員) 梅林慶文 遠藤由美 大橋加代子 岡山勉 尾崎正幸 片岡福生 金子清志 小島広之 西田保男 野末暢美 福田信男 村林秀紀 山川稔也 (事務局) 市民部長 南条弥生／市民部次長 平井徳昭 人権課長 藤田善樹／調整・人権担当主幹 西澤幸生 人権担当副主幹 岸岡康成／人権担当副主幹 濱田伸子 久居総合支所生活課 人権啓発担当主幹 長谷川隆一 芸濃総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 駒田雅司 美里総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 西出和司 一志総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 坂部菜月 白山総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 藤田行正 美杉総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 前田憲一
5 内容	1 令和4年度隣保館活動報告(中間報告)について 2 令和4年度隣保館館長会議の報告について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3166 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事内容 次のとおり

事務局（西澤）	<p>(開会)</p> <p>おはようございます。定刻より早いですけれども、皆さんお揃いですので始めさせていただきたいと思います。令和4年度第2回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます津市市民部人権課の西澤でございます。どうぞよろしくお願ひします。</p>
事務局（西澤）	<p>はじめに、審議会委員の方に異動がございましたので、ご紹介いたします。</p> <p>審議会資料の2ページをご覧ください。</p> <p>いずれも本日ご欠席ではございますが、新しく委員として、</p> <p>櫛形市民館運営委員会委員長で向井自治会長の上田委員様、津市民生委員児童委員連合会副会長の古川委員様が、それぞれご就任をいただいております。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
事務局（西澤）	<p>それでは開会にあたりまして、南条市民部長からご挨拶を申し上げます。</p>
事務局（南条）	<p>おはようございます。市民部の南条です。本日は津市隣保館運営審議会にご出席をいただきありがとうございます。コロナ感染の状況が収束には至っておりませんが、今年度は様々なイベントが開催されてきております。先週の土曜日には、昨年できなかつた災害と人権をテーマにした人権講演会を開催することができました。皆様には各地域での人権講演会やフェスティバル、また隣保館の講座事業や文化祭など感染対策をして運営をいただきありがとうございます。</p> <p>さて、私も1月初めにコロナに感染をして感じたことをお話ししたいと思います。まず病状ではございますが、3日間ほど熱があり、これは一般的な状態なんです</p>

	<p>けれども、それでも急激に重症化しないかの心配があり、2年も前にコロナにかかった方はどんなに恐怖だったか、また家族の人と接することもなくどんなに辛い思いをされたかという風なことを思いました。そしてまた私の場合、後にも先にも周りにコロナになった人がおらず、どこでうつってきたのかとか、誰か無症状の人が私の周りにいたんじゃないかな、という風な気持ちも芽生えました。そして療養期間を終えて久しぶりに仕事に行く時には、周りに遠ざけられないかとか、自分が感染予防を呼びかけておき感染して、と思われたらという風な不安もありました。コロナは誰にでも起こりうるものとして認識され、正しい知識も普及し、現在差別はなくなっています。人権課題を自分自身のこととして捉えるといますが、まさしくそうであり、その立場になつてもっと考えなければいけないという風に思ったところです。人は無意識に固定観念を持っていて、なかなか払拭できません。人権研修会などに積極的に出かけていき、正しい知識を自分自身に刷り込み、また新しい人権感覚を身に着けるとともに、今年度の人権標語には400以上の応募がありましたが、身近に人権を意識できる機会を持てるようにしていきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いします。</p>
事務局（西澤）	<p>続きまして、議事に入ります前に、本日、21名の委員のうち13名の方が出席していただいており、委員の過半数以上の出席がございますので、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思います。</p> <p>村林会長、よろしくお願ひいたします。</p>
村林会長	<p>皆さんおはようございます。進行役を仰せつかりました村林でございます。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>皆さんの活発なご議論をいただきながら、議事を進め</p>

	<p>てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>また、会議の進め方でございますが、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々からご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>本日は、これまでの市役所本庁舎から開催場所の変更をお願いいたしております。今後は、開催場所を固定せずに開催するものと考えております。</p> <p>また、本日は、隣保館館長ではなく各総合支所の担当課職員が出席をいたしております。これは、審議をいただく場には、隣保館を所管する担当課が出席する必要があると考えることからです。</p> <p>なお、本日隣保館館長の出席はありませんが、1名の館長の異動があり、令和4年7月より、中野文化会館館長に正岡館長がご就任をいただいております。</p> <p>事務局から、あらかじめお伝えすることは何かございますか。</p>
事務局（西澤）	<p>当審議会の会議録作成のため、事務局におきまして、会議を録音させていただきます。</p> <p>また、今回、会議録へのご署名は、岡山委員と片岡委員の2名の方々にお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
村林会長	<p>委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。それでは、そのように進めさ</p>

	<p>せていただきます。 事務局、他にありますか。</p>
事務局（西澤）	<p>当審議会の公開について、でございますが、本市における審議会の会議の公開については、津市情報公開条例第23条において個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しております。</p> <p>このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきまして、原則公開する方向で取り扱うこととなりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
村林会長	<p>事務局の説明にありましたように「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきまして、原則として公開となりますますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。 それでは、会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。</p>
事務局（藤田）	<p>では、議事に入ります。 お手元の資料の1ページ目にございます事項2の1)「令和4年度 隣保館活動報告（中間報告）について」について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、令和4年度隣保館活動報告（中間報告）についてご説明いたします。</p> <p>資料の7ページをお願いいたします。 令和4年度隣保館活動報告につきましては、令和4年12月31日現在の内容となっております。 各館における活動については、この7ページに集約さ</p>

せていただいておりますとおり、隣保館の基本事業といったとして、生活や健康など様々な相談事業を、また啓発・広報事業としまして隣保館だよりの発行や人権啓発講演会などの事業を、教養・文化講座としまして各種教室等の開催を、自主的組織活動事業として自治会やサークル活動への支援を、そして特別事業といたしましてデイサービス事業、地域交流促進事業などを、各館それぞれで内容は異なりますが、現在実施しております。

4月からの9か月間の利用者数は、延べ34,303名で、月平均約3,811名であり、本年度も各館で文化教養講座を開講し、また各種学習会を通して、地域コミュニティの醸成や人権啓発に努めているものでございますが、前年度の同時期には27,813名の利用者であったことから、比較しますと、全体で6,490名の増加となっております。

この活動実績に係る各隣保館ごとの詳細な利用人数、参加人数等については、8ページから19ページにかけて、記載しております。

次に、20ページから35ページまでにかけましては、各隣保館の取り組みについて、交流事業・連携事業・特色事業という分野に区分けして整理し掲載しているものでございます。

これらの事業につきましては、本年度の事業計画に基づき、それぞれ実施してきているところであります、地域における拠点施設としての役割を担いつつ、人権諸課題の解決に向け、日々、取り組んでいるところでございます。

まず、20ページからの交流事業については、主に地域の学校や自治会、老人会等々の関係団体とイベントなどを通して、交流親睦を深めている事業をまとめたものであり、昨年度の活動実績と成果、課題を掲げ、今年度の事業と、現時点での成果と課題を取りまとめております。

次に、24ページからの連携事業については、地域文化祭やフィールドワーク、講演会等を他団体と連携を図りながら事業を実施し、学習・啓発に努めている事業をまとめたものであり、昨年度の活動実績と成果、課題を掲げ、今年度の事業と、現時点での成果と課題を取りま

	<p>とめております。</p> <p>次に31ページからの特色事業については、各館でのデイサービスや人権講座、地域学習会など地域住民の要望に応じる独自の事業を実施しながら、親しみやすい館づくりを目指し、取り組んでいる事業をまとめたものであり、昨年度の活動実績と成果、課題を掲げ、今年度の事業と、現時点での成果と課題を取りまとめております。</p> <p>以上のようなことを踏まえ、トータル的な評価としましては、7ページにありますように、利用者人数について、昨年の27,813人から34,303人へと、23.3%の大幅な伸びとなっています。</p> <p>これは、令和2年度、3年度の2年間については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人が集まるような各館での事業や取組みを抑制してきたものが、令和4年度になってからは、イベント等の県、市の開催基準が緩和されたこと也有って、飲食等を伴う開催は引き続き控えたものの、感染拡大前と同様の形で、予定どおり開催してきたことによるものであります。</p> <p>今後も、コロナウイルスの動向にはよりますが、各館での事業は年間計画に基づき予定どおり開催していくよう努めたいと考えております。</p> <p>今回は中間報告となりますので、改めまして、次の審議会においては1年間のトータルを報告させていただきます。</p> <p>令和4年度隣保館事業活動報告（中間報告）については、以上でございます。</p>
村林会長	ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
金子委員	ちょっと聞きたいんですけどね、村林会長からご挨拶をいただいて、今回は担当課が出席するという話でしたね。だけど、担当課が出席するということは、本人と例えば相談に来た本人と担当課が会って話をしてくれる

	<p>MERCHANTABILITY</p> <p>ということになるのでは。そのほうがですね、はるかによく分かりますわね。また聞きでは、また聞いてどうするの。なんでそんなややこしいことをしたわけですか、市は。</p>
事務局（藤田）	<p>今回私ども人権課の職員と総合支所の各地域振興課なり担当部署の職員が出させていただいております。これまで人権課が事務局で、各隣保館の12人の館長が出ていただいておりまして、ただ、そこで各総合支所の所管する地域振興課なりの職員は出ずに館長が出ていただいているおったということがございます。ただ、市の組織といったしましては、人権課が本庁の課にはなるんですけれども、各隣保館の所管の上の部局は各総合支所の地域振興課なり生活課なりということになります。ですので、そこは審議会でやる以上事務局といったしましては、市の課というのは人権課と総合支所の地域振興課ということになりますので、所管が審議会の事務局として審議の中身を聞いていただいて、今後の活動に生かせるように、聞いた内容は必ず隣保館の館長には後日下ろさせていただく予定をしておりますので、組織的な意味もあって今回からこのような形にさせていただいたということでございます。</p>
金子委員	<p>全然分からん。そんな、地元の人間が、実際館長が地元のことを一番よく知つとる。そこへいつも皆来とるで。なのに、なんでそんな回りくどいことをわざわざするの。自分らがやりやすいようにやっとるだけっちやう。</p>
事務局（藤田）	<p>隣保館の館長につきましては、その前に館長会議というのをこちらのほうで持たさせていただいております。そこで、館長から色んな報告を聞いた中で取りまとめを行った上で、この後にもなりますけれども館長会議の報告ということで出させていただく予定をしております。そこで吸い上げた意見を審議会の方へ持ち寄って審議をしていただく予定をしておりますので、ご意見は分かれますけれども、そういう風な整理の上で、今回隣保館</p>

	館長会議の意見を吸い上げて持ってきて、ここでその分は審議していただく、そのためには事務局として所管である人権課なり総合支所の担当課なりが出ていく必要があると考えましたので、そういう風な整理をしたということでございます。
金子委員	もう一つ聞くけどね、地域調整室がなくなったのは、なんでなくなったの。理由があるやろ。あれは、俺たちとしてはすごく役に立ってたと思う。苦情があつても役所の立場で聞いてくれて、それを役所内で彼らが代弁をしてくれて、各地区と、課なり部長でも支所長でも構わんけれども話をしてくれてスムーズに進むようになつとったわけ。ところがあんな事件のようなものがあつて、結局いつもあそこへ出入りするようになって、その前の会長の件もあったけど。そのために内部統制室を作ったんやつたらな、自分らが統制されると、内部統制やから、自分らが統制されるとということはそれだけこちらの意見は余計聞いてもらえやんようになるのと違うの。そんなのすごく感じるけど、現実的には。公共工事とか特にそうや。自治会が対応せなあかんようになってきとるで。そんなのあんたら何にもできへんやろ、結局ね。
事務局（藤田）	組織改編、確かに地域調整室が。
金子委員	組織改革やつたらいいんや、改悪やつたら意味がないやない。あんた、そんな誤魔化しのしゃべり方しつつあかんで。俺たちは地元に住んでて現状的にそんな目に遭つとるのやで。急に公共工事が始まってな、民間の建物が建つとるからといって何かするんやけど、通行止めにできなくなつてしまつたし、色んな迷惑も大迷惑や。そんなもの何にも対応してくれへんやないか。何してくれるの。職員を出してくれるの。調整室を勝手になくして。市民の話を聞いてどうするかというのを聞いて、なくすのかなくさんのか決めたのなら分かるよ。こんなのまるきり市民を無視したやり方しどとのと一緒にやないか。やってくれるんか、やってくれんのか言えさ。

事務局（藤田）	確かに地域調整室がこの組織改編でなくなりました。
金子委員	<p>それはなんでなくした。一番大事なところや、現状的には。対策を自分らがようせんだだけのことやないか。自分らが尻尾振って言うこと聞いとったあんな目に津市はなったんや。よう対処せんだんや。市民の責任なんてどこにもあらへんのや。負けてしもたわけ、結局は。言うこと聞いてたらこんなことになったんや。それで統制室みたいな、職員の責任みたいにして、余計市民のためにならんようなもの作ってさ。あんなサツ上がりのとこに誰が喜んで行く。俺皆に聞いたけどよう行かんて言うとったわ、怖くて。皆怖がってしもて課長や部長になりたないで。かなわんわ、こんなんではって。個人的な名前は出さんけど、かわいそうやで、また市長にいじめられるとあかんでな。とんでもないことやないか。よう考えやなあかんで。市長が一番偉いで何してもええんと違うで。市民のための市政と違うの。あんたよう答えやんやろ。俺こないだ行った時もあんた結局よう答えやんだやないか。これっていう答えはよう言わんだやないか。言えやんのさ。そんな雰囲気になってしもたんやから。隣保館も元年の時に比べたら1万人減つとる。1万人だぜ。大きいで。よく考えやなあかんのと違う。やっぱり市民のことを考えてってくれやなあかんのさ、一番に市民さ。少子化問題でもそうや。津市が一番出遅れとるわけや。例えば伊勢市でも、亀山でも、それから四日市でもそうやけど、皆余ったものを市が率先して業者を募って集めて、そしてその余りものがないようにして。皆さん苦労してるわけや、経済的には、取り組んでやつとる。津市がやつとることなんて何にもあらへんやないか、三重県の県庁所在地で。何でも一番遅い。国の10万円の補助金でもそうや。国からもろとるんや、津市が出しとるんやったらまた別や。一番早いって威張つとる。わざわざ広報に載せて。貰ったものを配つとるだけやないか。自分とこが予算組んどるのと違うんやで。一体どうなつとるんや、今の津市の市政は。よう考えやなあかんで。あんたらも一般人で市民権持つとんのやで、</p>

よく考えてさ、選挙の権利もあるんやで、ちゃんとやつてもらわなあかんわ。どんどん減ってくやないか。津波対策も一緒、上流せんたら一緒なん。皆笑つとる。川多いでの。上流のほうへ水が上がってくのや、3kmも4kmも。そこ対策してなかつたらな、そこから溢れこんで逆に堤防がしっかりしとるでそこがため池になつてしまふ。分かつとるか。こんなとこばっかり金かけてもあかんやないか。上流も金かけたらな意味があらへん。香良洲なんて一般人が溺れるで、香良洲の住民5千人。当たり前や、上流ができとらんのやで。全然やらん、そんなこと。それであれ建てた、これ建てたって。久居の市民の要望も聞かなあかんで。久居に建物建てましたやろ、30何億で。総合支所の代わりにな、あれでも一緒にねん。なんで聞かへんのや、しっかりと。三重大学の人連れてきて市長が、その人らに聞いとる。久居市民に聞かんかい。皆いらんって言ったんやで、本当。おかげで何にも使うことあらへんやないか、がらんどう。50億近くの金使つて。ろくでもないことばっかやつとる。ポルタ久居で皆喜んで、エレベーターのある支所なんてあらへんって喜んで、年寄りも。最初はやっぱりやりにくいとか何かあったよ。だけど考えたら良いこともようけあるんさ。だから1年くらい経つて、あれいいねって俺らが言った。経つてから評価出してみて、どうするか市民の意見聞いてやつたらどうやって言った。あの時、分科会作つて、成美地区のほうからも話してさ、あの時の副市長の青木さんが段取り組んで、私もその中の会入つてやつたけどさ。何にもしてくれって頼んどらへんやないか。なんで作んねん。おかげで何にもない、毎日がらんどう。あの前、犬の散歩で通るけど、あの喫茶店に人が入つとったこと一回もない。毎日俺は散歩しとるで。一回も、時間帯もあるかも分からんけど。あの駐車場がいっぱいになったことない。そんなとこへ金つぎ込んで。一番大事なとこはちっともせん。あれは私が建てましたんや、あれは私が建てましたんやつて。市長の広報するために建てとるのと一緒に。たいがいにしこなあかん。自分の金と違うんやで、市民の税金やで。まあ長なつたであれやけど、そんなこともよく考えといつてほ

	<p>しい。南条さんにも俺ちょっと言うときたいけど、もう10何年も経ってきとるんやで、保育園の件は。そちらからもどうさせてもらつたらいいでしようかねとかさ、こう国が指針になってきたでこうですよとか、何らかのことを考えてくれやな。運動会知つとるやろ。直線距離で30mも走れやんようなとこ、運動会って言えやんぞ。あんたの責任とは言わへnde。でも何かを考えてくれやなあかん。このまま國の方針でこうなったんですやつたら元の木阿弥や。うまいこと前任者が引き継がなかつたのかも分からんけど。そんな自分が子ども預けとつてみ、もし。こんなとこかなわんわと思う。返事が何もないつて。えらい長いことすみません。まあそんな苦情だらけで、私とこ。私ら同和のど真ん中やでさ、それこそさ、そういう目に遭つとるのかと思つてしまふんや。余計思つてしまふんや、そうやないつて言われても。うちらのとこは、はっきり言って私らも自治会の役員でも辞めたい。誰もおらへん、皆死んでくで。ほとんど空き家になってきて。何ともならんわ。一番大事な問題はそういうことやでさ。業者でもそうやんか。やっぱり公共工事の入札でも地元の人らがきちつとできるようにしたらなあかんわさ。どっからでも参加できるのやつたら、何も地元が協力することあらへん。そういうことも聞いた上で調整室をするかせんかといふことも考えていかなあかんのちやうかな。頼みますわ。宿題やで、これは。今度もまた言うで。</p>
岡山委員	<p>さつき、館長の代わりに担当者がという話やつたと思うんやけど。この運営審議会って差別をなくすのが目的じやないの。何か話を聞いとると事務的処理を主に考えとるみたいな気がするんやけど、その辺どうですのやろ。</p>
事務局（藤田）	<p>確かに隣保館の活動として、差別解消の取組みというのも、人権課の取組みとしてもあります。会議の場で、館長が出ていただく必要性という部分だと思うんですけども、館長は現場の職員で、そこで色んな活動があって、それを今後どういう風な形で進めていくのかとい</p>

	うことを決めるのが、まずは館長会議の中でそういう意見を集約した中で、我々人権課なり本庁のほうである程度の方向性を定めて運営していくべきと思っています。その議論を審議会のほうへ出して、確かにこの審議の話を直接館長に聞いていただくことがあるかも分かりませんけれども、そこは組織としては、市には本庁もあれば各支所があるわけで、各所管の下に隣保館がありますので、こういういわゆる審議会というのは方向性を決める一番上部の機関、付属機関になりますので、その部分の議論を市の担当者が聞いていただいた上で各館に下ろしていただくのが私は筋ではないかなという風に思っております。そういう意味で今回から必ず支所の職員も責任を持って取り組んでいくということも含めて、このような形にさせていただいたということでございます。
金子委員	おかしいな。
岡山委員	おかしい。
金子委員	おかしい。
岡山委員	おかしい。
金子委員	おかしい。
岡山委員	そしたら館長会議に俺らは出席しとらんやろ。そうやったら、この場でそういう話を出してくれるっていうこと。事務局がそっちサイドで、館長会議をして、担当者と色々話をして。会議しとっても僕らは出とらへんで知らへんやんか。その話をここで持ち上げてもらって話し合いをするっていうこと。それなら分かるよ。そんな話今から出るの、今日。
事務局（藤田）	この後議題としてあるんですけども、昨年と、先月もありましたが館長会議を2回開催しました。その中で、各館の取組状況や課題を話し合って、持ち寄って話

	し合いをしていただく場がございました。それを踏まえた上で、今回、議題の（2）のところでこちらで中身を整理したものがございますが、それに基づいて最終的には運営方針を見直す形で整理をさせていただいております。そういう整理をした上での話でございますので、何もなしにそういうことを決めたということではなく、そういう段取りを踏んでさせていただいたという経緯でございます。
岡山委員	今からその話を出してもらえるということや。
事務局（藤田）	そうですね。
金子委員	そんなの二度手間や。館長が直接来て、館長と私たちが直接やつたらいい。真ん中にあんたらが入って何とするんや、結論出せるんか。
事務局（藤田）	担当者として我々の責任もございますので、そこはしております。
金子委員	余計面倒くさくなるだけやな。
村林会長	これは、確実に決定してそのまま進むということなのか、一応こういう形で決定して、やっていった結果、審議会の委員さん方の中でやはり不都合があるということになればもう一度変更していただけるということなのか、その辺はいかがなんでしょうか。
事務局（藤田）	今のところは、今回こういう風にさせていただきましたので、この形で進めていきたいとは考えています。ただ異議が多ければ、審議会の意見も尊重すべき部分はあるかも分かりませんので、ただ、こちらの意見といたしましては、今後は先程申しましたような組織的な責任もありますので、今回のような形でいきたいと考えております。
金子委員	その前にどうするかというのを聞かなあかんの違う

	<p>の。そうしてからどうするというならまだ分かるけど、こう決まりましたからこういう風にしてくださいと言われても意味あらへん。何もあんたらの言うことばっか聞かなあかんわけやない。地元のことは地元が一番よく知つとのやで。</p>
村林会長	<p>すぐさまどうこうというのは言えないとは思うんですけれども、せめて2回開催された後に審議会の委員の意見を聴取していただきて、その後どうするかという決め方をしていただくことはできませんか。</p>
事務局（藤田）	<p>分かりました。では、今回1回目ですので、来年度も2回審議会があると思いますので、その中で、今回と来年1回はこういう形でさせていただきて、また色んなご異論があれば、そこは検討させていただくということでききたいと思います。</p>
金子委員	<p>こういう風な事案が出た時は、もっと早くしてもらわな。半年も一年も待つと、その間に起こった事件はどうするの。だから早くそれを決めた上で、どの路線で行くかということが決まつとらんと、その間はあんたらの路線で行かなあかんわけやで。そんな悠長なこと言うとったらあかんやろ。</p>
事務局（藤田）	<p>そのところは、2回はこういう形で進めさせていただきたいと思っております。</p>
金子委員	<p>それやったら、地域調整の件でもあるけど、毎日苦情が来たら毎日来いよ、解決に。いっぱいあるで。私らが、例えば清掃デーでも老人ばっかりになってきたんや。側溝のな、あれはものすごくえらいんや。蓋開けて、土嚢集めて、軽トラ積んで。人足らへんわ、来てくれや。当たり前や、市の側溝なんやで。それを俺たちがタダでしとる。自分とこでやっとるんや。俺の軽トラ、どんだけあそこ運ぶか分からへん。そんなこといっぱいあるやないか。皆しとるんや、草刈りも。一番刈らんならん時に何にも来てくれへんやないか。予算もなかなかで。なん</p>

で俺らがせなあかんのや、市の。地元の土地なら分かるに。あんた何にも情報入っとらん。うちらのとこで2、3か月前の交通事故あったのでも、俺らが言うとったとおりにしとったら、ならへんだんや。警察行って聞いてこい。うちとこで事故あつたん、バーンと両側ぶつかつて。それだけ草がバーッと出とつたわけさ。車が避けますやろ。そしたらあそこは久居高校の通学路や何かになつとるもんで。子供が通学時間やつたんさ。子供ら寄るやろ。寄ると車も余計寄るやないか。両方がすれ違いでバーンとぶつかつたんや。俺たちが早く刈ってくれって言うとんのにせんからそうなつたんや。そんなことばっかやないか。大釜池で数年前に3人も死んだ時もそうやないか。通行止めにしとけって言うたんや。それもせんだ。そしたら3人も大釜池に車が落ちて死んだんや。役所の責任やないか。誰が見ても役所の責任や。通行止めにしたらええだけなんやで。通学路にも何にもなつとらへん。農業ため池なんやで。そうやつたら、これから市の職員がそこに旗でも持つて立ってくれ。何でもかんでもあんたらは自分らがそうやって押し付けてきたらあかんで。地域の情勢に応じた施策をせなあかんやないか。それこそ5、6年も前に、美杉は重点地区にしてちゃんとするって言うて。したんか。もっと過疎化になつてしまつたやないか。医者もないし消防署もない、コンビニ一つない、学校もない、そんなとこ何で重点地区って言えるんや。市議会議員の倉田寛次が言うとる。嘘ばっか言うとるて。してくれやなあかんやないかって。ちつともせえへんやないか。だからあんなことになっていくんや。もう誰もおらへんやないか。地元の言うこと聞いて、一番に地元の対策をしてかなあかんやないか。皆が津市のど真ん中住んどると違うんや。あんたの言うことはそれや。自分らが地元のことを聞いてやらんと、勝手に決めたことを押し付けようとするから。そんなのできるんか、こっちの言うことも聞いてくれるんなら。ここで言うとんのやでええやないか、直接。やってくれ。毎日旗のとこ来いよ。なんでこっちがしとらなあかんのや。全然あかん。全然離れてく。市民のためやないの、自分らの行政がやりやすいようにやっていこうと

	<p>するだけ。俺は何十年やってきたでよく分かるけど、嘘ばつかや。ちっとも良くならん。皆が裕福になるようにと違うで、安心安全に生活できたらええねん。一部の人間が裕福になったり、一部の津市の県庁のある市街の周りとか業者ある周りとか、繁華街だけが良くなつとつてもあかんのやで。現状を見てもらつとらん。それを地域調整室が回つとったんや、ああやつて。皆と話して。それを勝手に何も聞かんと調整室なくしてさ。どこへ行つたらいいんや。何が統制室行ってくれ、や。皆が怖がつとるとこに何で俺らが行かなあかんのや。無茶苦茶や。考えられやんわ。そのところ本当にあんたらが真摯に考えてくれやなあかんに。現状的には私たちも同じ人間なんやで、それこそ市民なんやで。やっぱりその場その場の施策はきっちとせなあかんわ。サルやイノシシとか、シカ被害で何ともならんというのは、深刻な被害と捉えるところがようけあるのやで。何ともならんとこいっぱいある。したらなあかんやろ、そういうとこから。</p>
村林会長	<p>今の話の続きにはならないのですけれども、一つだけお聞きしたいのが、そもそも隣保館の組織を考えた時に、人権課と隣保館という関係に今なってますけれども、隣保館はそもそもは福祉施設ですよね。福祉施設であるけれども、過去の状況からすれば、人権課というのは納得できるところもあるんですけども、時代と共に変わってきている中で、人権課が担当する意味というのはどこにあるんでしょうか。</p>
事務局（藤田）	<p>組織改編というところもあるかと思うのですけれども、昨年の組織改正で、地域調整室と人権課があったものが、地域調整室がなくなりましたので二つの課の事務を今は一つの人権課でやっておるということでございます。ですので、その形で隣保館の所管を人権課として引き継ぐということになりましたので、そこは組織改編に伴って、今現在人権課が所管しておるという流れで来ておるということでございます。</p>
村林会長	聞きたいことはそういう意味ではなくて、人権課がさ

	<p>れるなんならば、人権に関わる色んな組織の中に隣保館がきちんと位置付けられて、色んな形を作られる時に、社協とか色んなところが入りながら、隣保館という名前は一切入ってこない。人権課になったから、自分たちはそういうところもちゃんと隣保館は入していくものだと思っているんです。地域のまちづくりできさえ隣保館という名前はなかなか出てこない。実際に住んでいるところだけの問題ではないということを皆さんご存じのはずなのに、啓発を考えた中で、広げていこうとすると、色んな話し合いの場できちんと人権の話し合いの中で、隣保館を位置付けてもらって、考え方であったり、周りの理解を求めたり、周りが隣保館を使うという形の中で動いていかないと。今の形って、所属はしてるけど隣保館だけ切り離されてるんですよ、色んなところから。で、隣保館だけでやれ、みたいな感じになっていて。それで、啓発何してんやつていう言い方をされると、ちょっと現在の状況にはもう合わないんじゃないかなと。それでも人権課でやっていくと言われるなんならば、色んな人権課が関わってみえる組織に、きちんと隣保館も組み入れてもらえる形に進めていっていただければと思うんですけども。</p>
事務局（藤田）	<p>今、隣保館として色んなまちづくりの会議とかに、確かにに入っていないというのが現状だとは思います。色々な施策や事業を進めて行く中で、先程会長が言われたような形で考えますと、そういったところに隣保館も入っていって、大きな意味での地域活動を充実させていく必要があるのは事実だと思いますので、これから視点を変える必要があるとも思いますけれども、色々と考えさせていただかなければならぬ部分もありますので、今のご意見を参考にして今後の方向も考えていただきたいと思います。</p>
村林会長	<p>もう一点、隣保館の位置付けを人権課でどう考えてられているかという部分で、広く捉えてもらえていないという意味では、差別事象が起こった時に地域の住民には返ってこないんですよ。地域の住民が一番心配している</p>

	<p>わけですよ。いつ自分が後ろから殴られへんかみたいな感じで。そんな発言が、どんな場所であって、どういう形で解決されたかということ自体が、個別の問題であったとしても、それは個別の問題は個別で解決することかもしれないんですけど、そこで起こっている差別の事象であったり問題は全てに通用するはずなので、そのことをいかに地域の住民やその周りに知らせていくかということが、お互いを理解して解決していくという方向に進むと思うのですけれども。その辺がほとんど今まで、どこかでは報告されるんでしょうけれども、結局は直接被害に遭うような被差別の立場の者には戻ってこない。被害があったことだけが何となく伝わるという形では、お互いを理解する形には一切なっていかない。どこかで解決して終わったみたいな形で。今も差別はあると言われながらも、どんな差別が実際あったかということはほとんど分からな今まで、差別はあるんやあるんやと言われたところで、被差別の立場でもなかなか分からない中で、加差別の側はもっと分からなと思うんです。言葉だけで差別的とか差別と言わたるとしても、それをどういう意図あるいはどういう思いで使ったのか、その方はそれをどう理解して使ったのかということが分からない限り、理解する形にはなりえない。使う奴が悪いんやだけでは解決にはなっていかないので、その辺も含めて、人権課として隣保館との関わりの中で、市民全体にお互いが理解できる形を作っていくいただきたいとお願いしたいと思います。</p>
事務局（藤田）	分かりました。
金子委員	<p>そやからこそ、勝手に上で、市の例えば先程の地域調整の件でも決めて、私らああいうのなくなったおかげで一体どこと話したらいいって言うんや。あんたらとこ行っても、あんたらでは全然分からんのやもの。分からん人間とこ行って話しても、あんたらそんなの何にも動いてないやろ、結局は。はっきり言うけど。動かへんからさ、分からんのや。そんなことではあかんのやって。南条さんも分かったと思うけど、うちらの北口の保育園の</p>

	件でもそうやんか。現状的にあんたとこの参事が雨漏りがどんな状態か見にきた時に、外から見てただけって返事したやろ、現状的には。外から見てったんや。それで、どこの雨漏り見たって聞く。雨漏りっていいたら建物に決まつる。俺はそう思つとるんや。その後どうなつたかって何にも来やへん。それで人事異動があつて結局何にも進んでいかへんのや。しっかり聞いたら、あんたとこから質問をしてきてもええんさ、うちらのところへ来て。金子さん、あれはどんなことやつたのやろかとか、こうでしたけどこれでええやろか、とか。そんなキヤッチボールのような話ができやんの。結局聞いとるだけなんやで。そうやから、会長が言われたとおりのこととて、隣保館は別個の、何かもうだんだんなくなつたらええわというようなものと違うの、あんたらの考え方というのは。
岡山委員	それ自体が差別やで。
金子委員	本当に差別や。岸田総理の秘書官があんなこと言うとんのやで、それはどうかも分からんけど。こんなことではもう何ともならんわ、ほんまに。今も、何度も言うよに公共工事というのをするから、地域調整があつたからすごく助かってた。あんたはそれ分からんのや。あいらはかわいそうやつた、確かにみんな話してくるんやで。例えば同和地区はそんだけ色んな目に遭うとる者もあるので、きつく当たることもあるかも分からん。だけど、それが彼らが入ってくれて、相手の業者さんとあるいは地元と話をし合つて、地元とうまくいくようにしてくれると。そんなのなくなつたら一体どこ行って言うの。俺たちがいちいちあんたとこの代わりをせなあかんわけや、色んな事でも。こないだあつた件でもそうや、救急車が入らへんだんや。救急車は早く行かな意味がないわけやろ。いつまで鳴つとるのやろって見に行つたら、救急車が入つてかんのや。車が停まつとるもんで。工事屋の車やつたけど。やっぱり今までやつたらちゃんとその調整をしてくれたわけや。いつから工事しますでよろしいですかとか、あるやん。そうするとこういう風

	<p>にてくれるかとか、こちらの要望が出せたわけや。出せへんのやで。あんたらがその始末してくれるんならいい。道っていうのは地元の人間だけが通るだけと違うんやに、ありとあらゆるところの人間が通ってくで。やっぱりそういうことも考えやなあかんわ。俺は、あんたらがただ言い訳しとるみたいにしか聞こえへん。私はそう思いますけどな。進まへんもん。こんなことが身になつたことあったなって、こないだの会議はなんて、頭の中で浮かんでこん。言うたってしょうがない。もっとしっかりしてくれやな。一番大事なとこや、人権も大事やし、人権の問題は特に大事や。私はいつも言うけどさ、私らは炭酸ガス吸うとると違うんやで、皆一緒なんや。そのことに対して気をつけてくれやなあかんのと違う。</p>
村林会長	<p>次へ進めさせていただいてよろしいでしょうか。 以上で事項2の1)は終わらせていただきます。 続きまして事項2の2)隣保館館長会議の報告について事務局の説明を求めます。</p>
事務局（藤田）	<p>それでは、令和4年度館長会議の報告についてご説明させていただきます。今日配付させていただきました資料1をご覧ください。今回2点ございまして、まず1点目でございますが、館長会議は昨年の8月と、この1月に2回開催させていただきました。8月23日の開催につきましては、1部で研修として県の条例の研修を行ったものでございます。2部につきましては各隣保館の相談事業の現状と課題ということで、各館のほうから色々な現状を持ち寄っていただき、①にありますようなコロナ禍での相談事業の取組内容、②では相談しやすい体制づくりということで、各館の状況についてお話をいただき取りまとめをさせていただきました。これが第1回目の8月の館長会議の概要でございます。第2回目としましては、先月24日に館長会議を開催しまして、ここのこところで議題の（1）ということで、隣保館運営審議会資料記載の隣保館事業分類の見直しということでございます。これについては、先程説明しました冊子の資料のところで、交流事業・連携事業・特色事業という風</p>

に分けて整理したとお話しさせていただきましたが、この分類について内部のほうからも分け方が分かりにくいという話がございました。ということで、各館のほうへ話を投げかけて、その整理をどうしていくかということを検討しました結果、次の2ページ目に移っていただいて、①で現在の分類が交流事業・連携事業・特色事業という風に分けておるんですけども、こここの分け方が分かりにくいということで、整理しようということになりましたして、その結果②の交流・連携事業、啓発事業、各館の特色ある事業という風に分類を分けた形で整理をしていくうではないかという話になりました。これにつきまして、先程説明した冊子の資料につきましては前の分類で分類しておりますけれども、令和5年度以降は事業計画を立てる時点から新たな分類に分けた形で事業計画を立てて、最終的にはこの分類で各館のほうから報告をしていただくという整理を行いました。これはご報告でございます。次に2点目となりますが、議題(2)としまして、隣保館の活性化に向けた運営方針に基づく各館の取組みについてということで、これにつきましては、前回の館長会議で各館の色々な取組状況、それから現状と課題を持ち寄って話をさせていただきました。その中で、ア相談体制の充実というところで、各館のご意見を聞いた中で、色々なご意見が出てきました。これについては左側に整理しており、これを踏まえて現状の分析と課題として整理をしましたのが表の右側の部分であり、①として人員が少ないとや館事業日程との関係で参加できない館もありますので、担当課職員も協力して参加を促していく。それから②といたしましては、各館が来館者との積極的なコミュニケーションを通して相談しやすい雰囲気づくりに取り組んでおりますが、相談件数が少ない状況が続いている館もありますので、アウトリーチ活動や家庭訪問などの取組みも地域の状況に応じて今後広げていく必要があります。また、相談内容が複雑多様化しており、特に専門的な内容については関係機関との連携が不可欠でありますので、今後も緊密に連携を取って問題の解決に取り組んでいく必要があります。最後に、相談記録の作成及び情報共有は各館で行

われておりますものの、担当課との情報共有については対応が分かれている状況ですので、館の相談内容を通して担当課は課題を把握し事業に反映させる必要がありますので、また情報共有する中で連携先のアドバイスが得られたとの報告もありましたことから、プライバシーには十分配慮しつつ、必要に応じて担当課と情報共有を行うことで相談体制をより充実させていく。こういう風な分析をさせていただきました。その結果、まとめとしまして、アの相談体制の充実につきましては、各館において達成に向けた取組みを実施しておりますが、今後も多様な相談内容に対応するため様々な研修等の機会を活用して、職員の資質向上を図るとともに、関係機関とも連携して地域のニーズに応じた相談体制を整えていく必要がありますので、現在の運営方針、この運営方針は資料の2と3で示しておりますが、資料2が現在の方針で資料3が今後新たに変えていこうとする案でございますが、そういうことによって運営方針について一部を見直していきたいと考えております。アの部分につきましては、このように修正していきたいと考えております。主な修正点につきましては、資料3の運営方針アの部分ですが、2行目のところで、館長会議での意見交換など、という文言を追加した部分と、4行目の相談記録の作成及び情報共有などに取り組み、という文言に整理させていただきました。この部分が、前回の方針から今回の運営方針で変わった、案ですけれども、そういう風に変えていこうと考えている部分でございます。次に3ページのイで市民意識調査結果及び差別解消3法を踏まえた人権啓発の更なる推進についても、各館の取組みを色々お聞きしまして、内容をまとめたものが左側の部分でございます。様々な講座やサークル活動、DVDなどの情報や意見交換をしていただいた等の情報を持ち寄っていただきました。それによって現状と課題の分析としまして、3ページの下の表の右側で、人権啓発事業として複数の館で人権講座や人権講演会を開催し、部落問題の他、子どもの人権やハンセン病回復者の人権など、様々なテーマで啓発を行ったり、人権パネル展などの事業を実施している。また、各館で実施している教養

文化講座などの機会を利用して多くの館が人権啓発の取組みを工夫して行っている一方で、取組みがない館もあることから、今回得られた他の館の情報も参考にして、今後全ての館が取組みを進めて行く必要があると分析をさせていただきました。これによって、表の下の人権啓発の推進の部分につきましては、多くの館で方針に沿った取組みを実施しておりますが、今後も様々な館事業を通して幅広く地域住民への人権啓発を推進していくために、令和5年度以降も現在の方針に沿った取組みを進めたいと思いますが、一部を変更したいということで、先程の運営方針を少し変更したいと考えております。主な変更部分につきましては、資料3の運営方針いで、まずタイトルの部分で、差別解消3法という表現を人権三法と変えた部分と、4行目のところで、教養文化講座その他の館事業の機会も利用して、という文言を加えさせていただきました。これは、各館では色んな講座で、他にも様々な取組事業を実施しておりますので、そういう機会を色々活用して利用して、人権啓発に取り組んでいこうという考え方で変更させていただきたいと考えた部分でございます。また資料1の4ページでございますが、ウの地域福祉の担い手としての機能の発揮というところでございます。各館の色々な取組みを紹介していただき、アウトリーチ活動やデイサービスの交流会などの活動の報告をいただいた中で、現状の分析を行いました結果、4ページの下の表の右側のとおり、少子高齢化が進み、支え合いの基盤が弱まる中で、複合的な支援が必要な方に必要な支援を行えるよう各館が関係機関と連携した取組みを行っております。今後も関係機関との連携は不可欠であり、幅広く色々なところへ繋げるスキルを磨いていきたいとの声もありましたので、各館の連携の取組み事例の情報交換についても今後行っていきたい。より一層効果的に連携を図りながら、地域課題の解決に向けた取組みを行っていく必要があるという風に分析をさせていただきました。このようなことから、ウにつきましては各館が関係機関と必要に応じて連携することによって地域住民の抱える課題解決に取り組んでおりますが、今回の報告内容から、多くの地域で

少子高齢化が進み独居高齢者が増加している現状が明らかとなりましたので、地域福祉の担い手として館の役割は非常に大きくなると思われることから、来年度以降の方針について見直しを行いたいということで提案をさせていただきました。運営方針のウの部分で、先程の独居高齢者が増加しているという現状もありましたので、独居高齢者が増加しており、という表現で現在の方針を少し変更する案を示させていただきました。次に資料1の5ページのエ、隣保館からの情報発信の充実という部分でございます。ここにつきましても各館の状況を持ち寄っていただき、福祉サービスや館だよりの取組みなどの事例を紹介していただきました。その結果、現状の分析として、全ての館で運営方針に基づき人権啓発的要素を取り入れることを意識した紙面づくりを行っており、今後も人権に関する記事などを掲載し啓発に取り組んでいくことが大切であるということ。それから、人権啓発とは直接関係はないですが、福祉サービスに関する記事の掲載を行って効果を上げている館もありましたので、地域福祉の充実につながっているということ。それから隣保館に興味を持つてもらい来館者増につながるように工夫を凝らした紙面づくりを行ったり、隣保館に来てもらうきっかけとなる事業を企画、実施している隣保館もあったということでございます。その結果、最後の6ページで、こうしたことからエの隣保館からの情報発信の充実につきましては、全ての館が館だよりに人権啓発的要素を反映させることを意識して紙面づくりを行っております。今後も継続して取組みを進めるとともに、地域福祉の増進を図るために情報発信や来館を促す企画、情報発信も必要であると考えますので、運営方針の一部見直しを行いたいと考え、運営方針の案のエの部分を変えさせていただく案でございます。主なところは2行目の右側で、地域福祉の増進と隣保館の利用促進が図れるようという文言で少し修正を加えたものでございます。これは福祉の増進と、隣保館につきましては今後も色々な活動を通じて利用促進を図って、活動を通じて啓発等を行っていきたいということも踏まえまして、そのように整理させていただいたものでございま

	<p>す。館長会議の結果を通じて、このように内部で分析をさせていただきまして、最終的に現在の運営方針を少し見直した形で、来年度以降も充実した館活動を行っていくようにと考えております。今回はこのような運営方針の改正案を出させていただきましたので、これについてご協議をお願いしたいと考えております。長くなりましたが以上でございます。</p>
村林会長	<p>ありがとうございました。 説明はお聞きのとおりです。 協議はするのですか。</p>
事務局（藤田）	<p>今回資料でお示ししました資料2が、令和3年6月に決めた隣保館の活性化に向けた運営方針で、これに基づき各館が事業に取り組んでおりますが、先程ご説明しました現状を踏まえた形で方針を一部修正させていただきたいということで出させていただいたのが資料3の運営方針の案でございます。その部分について現状を踏まえてこの案でよければそのようにお願いしたいですし、今の令和3年度に決めたものでいいんじゃないかというご意見もあるかも分かりません。そこは先程ご説明させていただいたことを踏まえて、この案についてご協議いただきたいと考えております。</p>
村林会長	<p>まず、ご質疑はございますでしょうか。</p>
金子委員	<p>民生委員というのは、隣保館とはまるきり関係ないん。例えば、ここに地域福祉の担い手なんて言葉が書いてあるけど、現状的にはある程度の力にはなっとるとは思いますけれども、民生委員というのは社会福祉協議会のほうに任せっぱなしということなん。隣保館は担い手やけれども。どこまでしっかりした組織なんかということなんさな。分からんのや、来とる人ら見とっても。民生委員というのは社会福祉やろ。</p>
事務局（藤田）	<p>社会福祉、分野としてはそうですね、福祉的な要素がありますね。</p>

金子委員	<p>そういうとことの連携というのはどういう風に割り振ってるの。隣保館にそんな余分な人間おらへんやん、余分っておかしいけど。こういう風にするんやって、あんたとこ書いとるけど。全然人手不足でそんなのできへんに。私とこだけの話をしてますけど、私は。あんな安くハローワークで募集して、あんな数字で人が来ると思う。喫茶店でもだいたい1,000円くらいしてるので。もうこんなとこかなわんわって言って、この前も私の記憶では2週間くらいで辞めてった。無理やん、やっぱりそれなりの手当を考えてやらんと。そんな責任のある仕事はしたくないっていうことや。責任を持てるような人は来んわ。そういうことまで充実したってくれやんと難しいんと違う。これから運営方針でこうやってやつていくといつても、やっぱり人手もいるんや。そういうところからの改革、賃金の改革とかそういうところも踏まえて、有能な人っていうんかな、やる気のある人がやれるようにしてかんと難しいわ。うちらが同和問題の話をすると、翌日からお断りしますわというような話になったりするもんで、なかなか難しいんですね。理解しとつてもらわな困るんやで、募集する時でもそれなりの知識のあるような人を、勉強していつてもらうのでは遅いんや。知識のあるような人を雇っていくにはやっぱりそれなりに金銭面で考えてもらって、役所が負担したつてもらわなあかんわ。皆さんとこはそういうとこありませんか。</p>
村林会長	皆さん答えていただける方がみえたたら。
福田委員	<p>同じところで気になっておったのですが、方針案のアの相談体制の充実について、体制というのは人的資源も含めての体制だと思うんです。マインドだけでは何ともならん。私白山町なんですけれども、本当に空になってしまふ場合があるんです、事務所が。そんな中で相談事業の必要性は十分に分かっておったとしても、物理的にそこに行くことができない場合だってあるんですよね。で、相談体制の構築に努めますって書いてもらってあつ</p>

て嬉しいなと思ったんですけれども、別に皮肉でも何でもない。これは専門に相談できるようなカウンセラーに近いようなスキル、そういうことを学んだ人を特別に雇用してもらってという風にしないと、絵に描いた餅かなと思うんです。それからもう一つ、初めに議論されておったところに戻るんですけども、運営委員の発言をどこまで取り入れてもらえるんかなということを最近私疑問を持っているんです。最初にも申し上げたんですけれども、相談事業を充実させるって掛け声はいいんですけども、一回白山の人員を見てくださいって申し上げたことを私記憶してるんですけど、いっぱい課題あるんですよ。つまり、相談に来れないような実態の、独居老人であったりとか非常にしんどいものを抱えながら日々暮らしているんですよね。こちらから出向いていつしかできないことっていっぱいある。相談に来られる人はまだまだ大丈夫なんですよね。相談にも来られない、下手したらそこで亡くなつておったということも、かつてあるんです、白山で。そういう状況の中で、先程から金子さんなり委員長が発言しておることが、ここで物言つたことが、ちょっとでも取り入れられたら、この会議の値打ちもあるんですけども。私ずっと長年、委員をさせてもらつておるんですけども、機構改革の話でもそうですが、ちつとも相談もなしにどんどん変えられていく。この館長出づにということについても、合理的な説明が全く、私が頭が悪いのかもしれませんけど、ちつとも感じられない。今までのやり方にこういう課題があつて、こういう不都合があるからこんな風な形に変えますという風な説明をしてもらわないと。全て後々で、こうなりました。発言することがちょっと空しい感じがしてきているんです。その辺りはどうなんですか。我々の声が地域住民の声だという風に捉えてもらっているのか、またあいつ言うとるわみたいな感じで捉えられておるのか、その辺りどうなんでしょうか。皆さん役割って一体何なんですかということをしっかりと捉えてほしいんですよね。これ、隣保館運営審議会の事務局じゃないですか。そしたら我々の声は情報としてキャッチしてもらって、それを上へ上げていったり、あ

	<p>るいはそのことに取り組んでいくということを少しでも見せてもらわないと、相談体制の構築に努めますって書いて.WRITEもあっても、そのとおりにそれぞれの隣保館できないですよね。そういう体制に今置かれているんです。もっと言えば隣保館に対する差別意識があるんですね。隣保館というだけで、先程の委員長の発言もありましたですけれども、疎外されているんです。特別なものとして扱われているんです。それも差別的な視線で、差別的な見方で、隣保館というものを見ておられるんじゃないでしょうか。その辺りの我々の意識をきちんと捉えてもらわないと、何のために皆さん仕事をされておるんかということに疑問を持たれているんじゃないでしょうか。その辺りを、ちょっと抽象的な議論になってしましましたですけれども、白山の実態としては本当に手薄で、とても相談を聞くことさえもできないような実態があります。愚痴みたいなことで申し訳ないんですけども。</p>
事務局（藤田）	<p>ありがとうございます。相談の体制ということなんですかけども、ここで書かせてもらっている相談の体制というのは機能的な体制という風なことで、相談体制の充実というのは、そういう風なことを趣旨に書いております。委員が言われたのは、体制として人員的な体制という風な部分だと思います。</p>
福田委員	<p>それだけに限ったことでは。もっと大枠で捉えていって、相談事業にきちんと入っていって、具体的にアクションを起こす場合の体制ですよね。当然人に限った話ではないんですけども、取り敢えず物理的に人がいなかつたら相談事業にも応じられないんですよね。向こうからやってきて相談室で話するくらいだったらあれですかけども、アウトリーチって書いてもらってあるじゃないですか。こっちから出向いていって接触して、誰にも言えやんだことを相談してもらう。それも人間関係かなり作っていかないとですね。人間って皆それぞれプライドがありますから、こんなことは人に聞いてほしくないみたいなこと、一番大変なことってなかなか言えないじ</p>

	<p>やないですか。それを聞きに行くわけですから、かなり時間もかかりますし、人間関係作っていかなければと思うんですよね。だから今ある体制の中で、構築せえって無理ですよ。</p>
村林会長	<p>福田委員は少し柔らかく言われましたけれども、3年前に出た時点で、どうするんやっていう話でしたよね。人員配置を増やしてくれるんか、どっか人員配置を増やしたらどっか削られるんやろと。その中でどうしていくんやという話で、一つの案としては他の専門を持っている方たちがそこへ来てもらえるような形を何とか作つていけないのかという意見も出ていたと思うんですけども、現実何ができる今後どうしていくつもりなのかというのが全然分からんんですよ。って言うのは、何も変わった感じがしないんですよ、3年間の間で。で、また同じ文言でこうやって挙がった内容って、具体的に何を変えていただけるんですか。予算をつけてもらえるとか、専門家を少なくとも巡回相談みたいな感じで、この専門家をこういう形で回らせていただきますとか、必要な時に呼んでいただければ行きますというような、市としての準備をしていただけるのか。今後何が変わっていくのかということがもしあれば、お話ししますでしょうか。</p>
事務局（藤田）	<p>相談体制の充実で書かせていただいているのが、ソフト的な面での体制ということで書いておるのがメインとなっております。やはり、活動するにあたっては確かに何をするにしても人員が必要であって、それが少なければ何もできないなという今のご意見はよく分かるところでございます。そこは私どものできる範囲というのもありますけれども、人員的な調整となると人事部局との話にもなりますので、そこはこの場でお話を聞かせいただいて、そちらのほうへ伝えるべきことはお伝えして、その結果人員的な体制も充実できればそれはいいとは思うんですけども。そこは私どもでは、聞きましたから例えば隣保館の職員を全て1人増やしますとか、というのは答えができない部分がございますので、そこは</p>

	十分議論を踏ました上で、伝えるべきことはちゃんと伝えてソフト的な面とともに人的な体制もできるようにしていきたいなという風には思っております。
岡山委員	役所はいつもそういうものの言い方や。聞いとて腹が立ってくる。もっと実際できる話をせえさ。気があるかということや。一番大事なんは。その場しのぎで物言うとったらあかんのやぞ。これ終わったらああ終わったわ、では。終わったん違うんやぞ、始まるのやぞ。どこまで気があるかっていう話と違うか。
金子委員	言葉でええこと書いてあるけど、できやんことばっかり言うて。何がソフトとハードとどこが違うねん。現実的にはやるかやらんかということだけやでさ、そんなこと言うとったんではあかんで。
岡山委員	ソフトな話でどうのこうのって言うけど、それは都合のいいことやわ。それならハードの面はどうするんやつていう話やわな。できるできやん関係なく、気があるか、やる気があるんかっていう話やわな。この場でそんなら人員増やしますって、それは返事はできへんやろ。そのためにどうするか、こういう風にしていくっていう話やわな。のらりくらりかわすようなものの言い方ばっかりしてさ、いつも。今の話やないけど3年、何も変わってない。
金子委員	幼稚園の話は14年かかっとる。
村林会長	少なくともどういう方向で何をしたいというのは伝えてもらわないと。
事務局（南条）	今回相談体制の充実で変えさせていただいたところは、方向性としては同じなんですけれども、隣保館の館長さんのお話を実際聞かせていただくと、色んな研修があるんですけども、こちらからご案内もしているんですけども、人員が2人しかいないからその研修にも参加ができないという風なことを言われます。参加された

金子委員	<p>館長さんとか職員さんについては、あの時にあんなことを学んだから、全部答えることはできないけれどもこういう機関に繋いだらいいんやなということを研修で学んできた、だから相談された方に対して関係機関を案内できた、繋ぐことができたという風なご意見もいただいております。それで、色々な研修へまずは参加でき、あそこに行ったら何か答えが返ってくるわっていう風な、解決までは至らなくても、どこへ次行ったらいいかという風なことができる、そういういた館を目指していきたいと思います。ですので、研修に参加ができるような体制ということで、少ない人数であれば職員が、総合支所であればそこの職員が行って、その間、空にならないような形にするとかということを考えておりますし、館長会議の中で、去年とかは館長会議が開かれないままできていたわけなんですけれども、館長会議の中で、どういう風にして相談事業をしとるかとか、どうしてそこはそんなに多く相談してる人があるんですかとかっていう風な意見交換をしていただきて、相談のしやすい環境を作るという風なことに力を入れていきたいと思っております。具体的に研修会への参加とか館長会議での意見交換っていうところを、具体的に来年度の目標というか、当たり前のことかもしれませんけれども、そこができていなかったので、していきたいということで書かせていただきました。それと、相談記録のことも、他の館はどういう風にしとるとか、相談の記録をどこまで情報共有しとるっていう風な話があって、やはり情報共有がうまくされてないところも見受けられましたので、必要なものについては総合支所に情報共有をしながら、問題解決に向けて必要な課とケース会議を持つとかということを、もっと具体的に示したということで、今までのものを分かりやすくと言おうか具体的に書いたという感じです。</p> <p>それもあんまり希望的観測みたいな言葉だけのようにしか取れやんけれども。例えば久居の総合支所で、それなりに雇用、任用しとるような人でもすごく不足しとるわな。ちょっと修理行ったりして土方みたいな真似しとる人らおるやんか。だけど全然足らん。すごくできな</p>
------	--

	<p>い。結局、市長が取り組んだ3,000人体制の2,500人になってしもた分のしわ寄せがようけ来とるわけや。結局は何も後先考えやんとあんなことしてしもたもんで、結果的にはこんなことになってきとるんですわ。だけど、まずは今言われたことは先にもう考えとらなあかんことと違うか。先にそういうことを考えといで、こう言おうということは普通、人おるんやろかって考えてよ。何やら、後からの言い訳をまた言うとするみたいなもnde、それを聞いとるだけみたいなもnde。それやつたらこんなの、まだできるかできんか分からへんことをわざわざ書類出してきとることやないか。</p>
事務局（南条）	<p>来年度はこういった運営をしていくという風な形でさせていただいたので。</p>
金子委員	<p>それやつたら、人手をちゃんとしてこういう風にやりますよと言えばまだ分かるに。</p>
事務局（南条）	<p>そうですけれども、人出だけではなくて、今言いましたように、今の体制でも研修に行く時に本庁であれば4館あるわけですけれども、ここの職員がその間そちらの館に出向いて、空にならないような形でしておりますので、そうしたら館の職員さんが研修に行っていただけるということをやっておりますので、人を増やすというようなことはすぐにはできないけれども、代わりに総合支所であれば職員がその時間帯だけ行って、館の職員の方が研修に出ていただいたりということを書かせていただいているます。</p>
金子委員	<p>例えば久居の私たちの北口市民館で働いてもらとる人おるわな。その人らの代わりがあんたら行ったらすぐできるの。名前も知らん、どちらさんです、何の用ですか。名前自身も分からんし、何のリハビリに来とるんか、何にも分からへんやないか。そんないかにも場当たり的な話しあつたら。やっぱりそういうのをちゃんと分かつとる人でも手一杯で全然足らんのに。留守番しとるだけとちやうんやで。仕事せんならんのや。留守番違うぞ。</p>

	<p>そんな簡単なことで、こういう風に改革してくんすわって。実際できへんに、やってみろそしたら。ちゃんとできたら、ありがとさんって言うわ。大変やに、広報分けるんでも名前も住所も分からへんやんか。こう分けてくださいって書いて個別に来とるん違うんやで。どんなに忙しいと思つとる。名前も住所も組も何にも分からへんのに。ものすごい甘い考え。答えられへんさ、実際分からへんのやで。そんなものと違うに。皆さんは分かると思うわ。自治会の役員しとる人は特に分かる。私らでもたまに手伝うけどそれだけでも分からん。こんだけ回り回つとるでね。私は息子の民生のも手伝って、どんだけ忙しいって。この私でも何十年やつとて、手伝ってもまだ分からへんとこあるんやで。その時にの人ら来るやないか。の人ら何ですって言うとらんならん。もっとよう分かるように、その場しのぎやなくて、まず人をつて。岡山君が言ったように、形を作つといて、それも対応できる人を作つといてからこういう話題を出してくるということになってくるわな。実際やってくれたらいいに、そうやってやってくれるんなら。</p>
村林会長	<p>先程言われた館長会議をした時に、相談の多いところ少ないところ、なぜそこが多いのかっていうのは、館長会議を開かないと分からんのですか。本来は担当課の職員がその辺は把握して、市のほうで見つけられるような問題ではないんですか。それができないんだったら、やっぱり館長が出てこないという会議は成り立たないうことになりますか。</p>
事務局（藤田）	<p>現状、総合支所も通じて情報はお聞きしておりますけれども、確かに館長会議で現状を聞くというのは大切であって、その時点で直接お話を聞くことによって分かるということをございます。ただ、相談の記録が現在は逐一本序のほうへ回ってきてるわけではありませんけれども、そこは館長会議とともに情報を今後共有することもできますので、今後の進め方の中で充実したように考えていくたいと思います。</p>

岡山委員	館長と2人この場に出てくるようにしたら多いんか。人数的なことがあるんか。
事務局（藤田）	本日の委員さんも全部で21名、今日は欠席の方が多いですけれども21名ございまして、現在人権課の職員も13名ほどと、隣保館の館長も12名おりますので、仮に全員出ていただくなると、40数人という数にはなってまいります。そうなりますと、事務局として例えば20数名がそろって出られればいいんですけども、そこまで体制をして出るのが、やはり人数的にも制約がかかりますし、そういうところもあって今回は所管の支所の職員にまずは出ていただくということで整理をした部分がございます。確かに委員の言われるよう、人数がかなり多くなるんじゃないかなというのも大きな理由の一つではございます。
福田委員	南条さんがおっしゃられた、事務所が空席になつたらいけないので他の課から回ってくるという体制は、以前から作られていたんですか。きちんとした体制が組まれているのと、この日すまんけど空になるで頼むわという形なのかでは随分違いますよね。任務として他の課の人達が隣保館の事務所に行かんならんという風に考えておられるのか。それは研修を受ける機会を奪われる所以研修に行った時の穴埋めという形で事務所におつていただくというのは、今まであったんですか。そういう体制が組まれていたんですか。
事務局（南条）	本庁管轄は4館あるんですけども、2人でいるところがありますので、研修に行かれた場合であるとかの時は人権課の職員が隣保館に行って対応しておるという風な。
事務局（藤田）	津管内だけですけれども。
福田委員	白山はそんな体制が取れてないので、館長がお願ひに行ったりとか、あるいは担当の職員がお願ひに行ったりみたいなことで、手伝ってもらうという意識ですよね。

	それはやっぱり体制と言えないですよね。研修でスキルアップするというのはとても大事なことで、相談事業に携わる場合はとても大事なスキルだと思うんです。それ故に研修も受けたいですし、そのことが当然相談事業の中で生きてくるということは私も承知しておることなんですね。でも、そんな風によそから頼みに行かんならんようなことでは体制とは言えませんよね。
事務局（南条）	よそからというか、さっき人権課と隣保館というのは同じ組織の。
福田委員	いや、それは4館だけですやんか。それを行われているのは。そんな風に私達聞いてませんもん、白山町では、少なくとも。
岡山委員	一志でも聞いたことない。職員皆それ分かっとんの。そんな体制を取つとるって一志の職員知つとるの。
福田委員	知らんと思うよ。
岡山委員	そんな体制を、南条さんの話を聞いとったら全部がそういう体制取ってますみたいな言い方に取れたわけよ。今聞いたら4館やろ。一志はどうなんですか、白山はどうなんですか、美里はどうなんですかっていう話やわな。4館だけ良かったらええんと違うやろ。
福田委員	南条さんね、我々が物言いますやんか。そのことに対して、弁解せんならんっていうのが見えてくるんですよね、こっちから聞いとると。そのとおりにはできません。そのことを何とか回避するために、ああでもないこうでもないという風に頭巡らされているんかなあっていう風に聞こえてくるんです。今はまだできませんけれども頑張りますって声が欲しいんですよ。だって、この会議の目的っていうのは、それぞれの隣保館の実態なり地域住民の実態なりを皆さんに集約してもらうわけじゃないですか。事業の集約もありますし。どこに課題があつて、どんな風にしていけばそれぞれの隣保館が有効に機

	<p>能するのかということを考えていただくのが皆さん方の仕事じゃないですか。それを後ろ向いていくみたいな話をされるとですね。我々の言うおることが無理難題やという意識がきっとどこかに心理的にあるんだと思うんです。でも、そしたらですね、おたくらの仕事っていらんじやないですか。我々も必要ないじゃないですか。こんな風な体制で組まれておるのは、地域住民の生の声というか、そういう実態を浮き彫りにしていって具体的に皆さんに説明していって、それやったらこんな風に変えていかなあかんなということで、頑張ってもらうのが皆さんの仕事だと思うんですけども。我々の言うことを徹頭徹尾みんな跳ね返してしまうような、そんなマインドではこの会議の意義が全くないと思うんですよね。館長会議もする必要ないと思います。きついこと言うようですがれども、その辺りをもうちょっと謙虚に受け止めていただきて、地域住民の立場でものを考えていただきたいなと思うんですよね。そういうものを背負つて、私達はここに座っておる。来ておるわけです。言いたくもないようなことまで言わんならんわけじゃないですか。それはやっぱり地域を良くしていきたい、差別のない社会をつくっていきたいっていう、そういう気持ちがあるが故に老体に鞭打ちながら来ておるんです。また愚痴ってしまいましたですけれども。</p>
事務局（南条）	<p>すみません。申し訳ありませんでした。先程も福田委員が言われたように、館の職員のスキルアップというか研修への参加のことは私もそこが必要ということは十分承知をしておりまして、研修に行っていただけるような体制ということが、人員を1名すぐに増やすということはなかなか難しいわけですけれども、何らかの方法で今年よりも来年は、一つでも多く研修に参加していただけるような形で、もう少し具体的に話を進めたいと思います。申し訳ありませんでした。</p>
福田委員	<p>分かりました。4館だけにとどまらず、全ての館に、こういう風な体制でいきますので、他の課の人もご協力よろしくお願ひしますという風に支所長のところへ文</p>

	書でちゃんと送っておいてください。
事務局（南条）	はい、分かりました。それと、先程のよその課というか、隣保館を所管している課が、4館は本庁の人権課ですし、各総合支所であれば、久居であれば生活課が所管の課ですし、それ以外は地域振興課が担当課ということになっているので、よその課ということではないかと思うんですけども。
福田委員	そしたらお願ひするというマインドで仕事頼みに行かんでもいいわけですね。
事務局（南条）	そうですね。
福田委員	分かりました。その辺りをもうちょっと徹底してください。私だけが認識不足なのかも分かりませんけれども、職員がちゃんとそれを踏まえておるのか分かりませんけれども、私から見るとイベントのある時に手伝いに来てもらってみたいな、そんな感じがどうも臭いますものでね。オール支所で捉えてもいいわけですよね。
事務局（南条）	オール支所で捉えてもいいんですけどもイベントとかをする時は、白山なんか特にイベントも盛んにしていますので、総合支所の職員も全て出ていただいておるということだと。
福田委員	してもらってます、それは。それは私の認識不足かも分かりませんけれども、館長に聞いたことはないんですけども、お願ひしとるんやなという認識でおったんですけど。私の認識が間違っていたんですよね。
事務局（南条）	全部のイベントでするような時というのは、例えば市民福祉課というのは応援のほうになるかと思うんですけども。所管の地域振興課というと、地域振興課の中に人権担当がおりますし、そこに隣保館もあるわけですので。

福田委員	館が違うと何かね。
事務局（南条）	私自身は、4館というのは自分のところやという感じで思っておりますので。しかし皆さんがそういう感覚ではないのであれば。
福田委員	一志どう。岡山さん、どう。
岡山委員	確かにイベントをする場合は、地域振興課の職員が来てもらつたるけれども、そんな人数が少なくなった時やらおらんようになった時には頼みに行くとか、そんな体制にはなつたらんと思うんやけど。なってますか、坂部さん、一志って。
事務局（坂部）	文化会館の中で何とか調整してやってる感じです。
岡山委員	そうやわな。そんな話は聞き始めやわ。
福田委員	それもこれも結局は人員増やせないという、そのことがあるので。
岡山委員	取り敢えず人員増やせという話は手の届かんような話やもんで、手の届くような話ぐらいはもうちょっと実行できるようにしてほしいなという思いはあります。
金子委員	ちょっとだけ、すぐ終わるで話させてもらえる。ものすごく気になつたるのはね、保育園の問題やけれども、あそこどうなつたるん、結果的には。
事務局（南条）	北部保育園の問題ですか。昨年度は子どものほうの担当をしておりましたけれども、現在についてはご意見いただいたことはそのまま引継ぎとしてはさせていただいたけれども、今どうなのかというのはこの場では。私自身も把握をしてませんし。
金子委員	どういう風に引き継いでくれたん。

事務局（南条）	会議内容について引継ぎをさせていただきましたけれども、申し訳ないんですけれども今は隣保館の運営審議会ですので。会議が終わりましたらお話をさせていただきますもので、申し訳ないんですけれども。
金子委員	それやつたらちゃんとおらなあかんで。逃げてつたらあかんで。
事務局（南条）	分かりました。
村林会長	資料1の5ページのところの右側に、人権啓発とは直接関係ないが、福祉サービスに関する記事の掲載という、中身の問題ではなくて考え方というのか、言葉の捉え方で、人権啓発とはどういうことで、福祉サービスに関するものが人権啓発と関わりがないというのはどういうことを言われているのかなど。自分たちからすれば、福祉サービスの内容というのは人権に関わって、それを知らせるということも、ある意味では人権啓発につながってるんだと思うんですけども、ここを切り分けてあるということはどういうことかなと思いまして。
事務局（藤田）	言葉の表現なんですけれども、福祉サービスに関する記事というのも確かにございます。正直ですね、直接的に関係するかどうかということになると、直接的には関係しないかなという風に思うんですけども。ただ人権啓発は大きな意味でいうと福祉サービスにもつながる部分はありますので、直接関係ないとは書かせていただきましたけれども、中身の啓発を含める上では福祉サービスという分野も広く捉えた中でやっていくという風には考えております。書面上はこういう風に書かせていただきましたけれども、取組み上はそういう風なことも一体含めて啓発あるいはサービスを行っていくということで捉えております。
村林会長	他、よろしいですか。できるだけ多くの方にご意見をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

小島委員	<p>失礼します。小島です。教育に身を置いていますので、お伺いしたい点が一点だけあります。資料の1番の1ページの第2部のところの①黒い点の3つ目なんですが、子どもの不登校や精神状態が不安定になっているなどの相談に対し、学校や地域と連携して家庭訪問などもしながら対応、どこかにこういった活動をしていただいている隣保館さんがあるんだということで、学校としてはありがたいし、お力添えいただいているという風なことを思いました。それでですね、資料3のところなんですが、アの相談体制の充実というところで、資料2のかつてのところは、家庭訪問など館外での相談体制も整え、と書いていただいているんすけれども、資料3のほうは家庭訪問などというのが消えてますので、館外での、にそういった家庭訪問も含まれるって理解してよろしいでしょうか。</p>
事務局（藤田）	<p>こここの記述で書かせていただいた、変更した部分なんすけれども、資料2のほうでは家庭訪問など館外での体制と書いておりますが、この家庭訪問などという文言を抜きましたけれども、全てそれも含めて、館外での取組みというのは家庭訪問を含むという風に考えておりますので、そこは文言はなくなっていますが、館外でのという言葉に集約されているという理解で結構でございます。含んでおります。</p>
小島委員	<p>ありがとうございます。非常にですね、隣保館の職員の方に、子どもに関わってしていただくというのは本当にありがたいと思っていたのですけれども、今ちょっと議論の中で、各隣保館の人員の話とかをお伺いしますと、学校もそんなことで甘えていてもいけないなということを思いましたので、是非そういった館長さん方の情報については学校にもどんどん共有していただき、本当に連携というのが非常に大切と思いますので、そういった形で色々学校のほうも情報をいただきながら、一緒に取り組ませていただけるとありがたいなと思いました。ありがとうございます。</p>

村林会長	他、よろしかったでしょうか。
福田委員	関連して、今非常に大事なことをおっしゃっていただいて。家庭訪問ってきちんと書いていただくことの不都合さってありますか。白山ではかなり家庭訪問しているんですよね。書くことの不都合さみたいなものがあったら教えてください。
事務局（藤田）	書くことについて不都合かどうかとおっしゃられると、それは不都合とは考えておりません。ただ、館外での相談というのも様々ある中で、例えば色々な事項を羅列して、これこれ、これこれ、これこれなど、という風な書き方もできると思うんですけども、前は家庭訪問ということに特化して、など、という風に括っておりますが、ここは今回整理でそのようなことも含んだ形で、館外でのということで集約しておりますので。不都合があるかどうかと言われますと不都合はありません。
福田委員	私はむしろ書いておいたほうが、こんなことやっている館もあるんやなっていう風に、真似してみよかとか。家庭訪問っていうと学校だけのイメージがどうもあるんですけども、子どもに関わって入っていくと、そこに非常にしんどい親の実態があつたりみたいなことがあるんですよね。学校の先生方だけでは問題解決に至らないけれども、隣保館の職員が入っていくことによって、色んなところへ繋いでいけるみたいなことができるんですよね。実際、白山もそんなことをしているんですけども、これはどこへ繋いでいったらいいんかなとか、これはこうしたほうがいいなというノウハウを、行政職員の皆さんのはうが持っているんですよ、実はね。学校の先生方が行き詰ったところに、手助けをするといいますか、ともに問題解決に当たられるというのは、私は非常にこれ家庭訪問って大事かなと思うんです。小島先生もその辺りが気になってくれたんだと思うんですけども。私のように強引な言い方はされませんけれども。これは非生かしといてほしいなと。不都合がなければね。

事務局（藤田）	今、福田委員から貴重なご意見をいただきましたので、そこはご意見の趣旨を踏まえて、令和3年の書き方に戻すなり、その文言を付け加えるなりの修正をした形で整理をしたいと思います。
福田委員	是非そうしてください。お願いします。
村林会長	事務局の提案内容に関しましては、その他ご意見はございませんでしょうか。なければ一部修正していただいて、この内容で認めていただけるという形でよろしいでしょうか。
	(異議なし)
村林会長	では、この内容が審議会の総意という形で。 以上で事項2の2)は終わらせていただきます。 続きましてその他でございますが、事務局から何かありますか。
事務局（藤田）	事務局からは特にございません。
村林会長	皆さんからはよろしいでしょうか。
山川委員	一つよろしいですか。隣保館というなんか、各市民館とかそういう部分が、昭和の時代、50年前後に建っていると思いますのやけど、これの改修とかそういう部分は計画ないですか。今、私とこ、中野ですけど、エアコンが壊れている。これを職員になぜやって言ったら、市が予算ないでもうそれで終わりって、こういう返事がきました。これってどこの館にも出てくる話と違いますか。色んな器具が故障したり、そういうものを修理をするか買い替えるか取り替えるか、こういったことの計画っていうのがないんですか。
事務局（藤田）	今まで改修を順次進めてきた部分もありますが、緊急的に故障が生じたりとか、そういう部分については緊

	急修繕といった形でやっております。これまで隣保館の改修を計画的にしてきたかどうかというのは資料がないのであれなんんですけど、今後全ての隣保館で、古いものを計画的にしていくという計画は、今のところ全部の隣保館を含めた計画というのは持ってはおりません。
山川委員	それでも分かってますよね。何年に建ってどのような状態やっていというのは、市自体で分かってるはずですね。
事務局（藤田）	築年度というのは全て。
山川委員	築年度よりも中身。要するに、もうその年度に物が入っているんですから、20年も経って放ったままっていうのはないですよね。市役所自体でも替えてますよね、段々と。入れ替えてますよね。隣保館は市民が寄る場所ですよ。そういった部分に計画がないですっていうのはおかしいですやろ。普通なら、そういった部分に計画的に修繕してもらうなり、買い替えて取り替えてもらうなり、そういったことをするのが普通ですよね。各家庭でもそうやってしてますので。こんな事業色々ありますって。住民寄りますか、冬にこんな寒いところへ。何で対処しますのや。根本的なものですよ。そういうたるものであれば計画的にやっていただくのが普通と違いますか。予算がない、あるって言うのやったらそこは交渉してもらうなり、やっぱり計画的に物事をやっていただけなければ、事業自体が進んでいきませんよね。人も同じです。中野の隣保館って、館長は消防職員の退職者、そしてアルバイト、こういった状況ですよ。そういうた中で相談できますか、現実。体制作りますって言っても、アルバイトでそんなものが対応できることはないですよね。そういうた内容は知っていただいているんですか。
事務局（藤田）	確かに隣保館ですね、大体昭和50年代に建った施設がほとんどですね、私も老朽化がきているというのは把握をしております。過去の修繕、計画的な修繕記録と

	いうと把握しておりませんのであれなんですけれども、そこは現状を踏まえて、今後一旦大きな改修となると大きな予算が伴いますので、そこは現状を踏まえた中でですね、予算協議なりをして必要なところは改修できるようにはしていきたいとは思いますが、そこはそういう風なことで今後考えさせていただきたいと思います。
山川委員	今後と言わんと対応してくれやな。今現在使われてないんですよ。遅いんですよ。職員に聞いたら、要するにもう市のほうへ要望したけど、予算ないでもうできやんって、こう言われたっていう話ですよ。それやったらそっちへ上がってく話ですやろ。それで断ったって話ですかやんか、予算がただないって。それだけですか。予算ない、物事ができやん、なぜや、っていう。そこは全然ないですよやん。もっと現状に踏まえた答えがあつてもいいはずですよやんか。そういういたものがない。予算ない、終わりって、これだけの答えでよろしいんか。
金子委員	それだけ隣保館のことに関しては放られとんの。
山川委員	もうちょっと親身になってください。
村林会長	今の問題って、多分前回か前々回、ひょっとするともう少し前かもしれませんけれども、インターネットの今後の教育その他においてネットの整備に関して全館をしていくことや、それからエアコンとか蛍光灯に関しては当然していくべきことであるから、それは調査していただけるという返事じゃなかったんですか。調査した結果、その変更なり何なりの予算化をどうするかを長期的に見て組んでいただけるということだったと思うんですけども、いかがなんでしょうか。
事務局（藤田）	Wi-Fiとかの関係でご意見をいただきまして、今年度色々予算調整をして、必要性を含めて整理をさせていただきました。こちらとしても、全館を教育色んな啓発活動のためにWi-Fi設備を整えて是非やっていきたいということで、大々的に整理をいたしまして、内部でも協議

	<p>を行ってきたところでございます。ただこれは本当に申し訳ないんですけれども、私ども突き詰めて整理をいたしましたんなんですけれども、先程と同じような話になってしまいますが、内部の協議で予算化には至らなかつたというところです。今回も結果的には駄目だったんですけれども、ただそれは今後も今年駄目だからもうずっと駄目という考えではなくて、必要性をきちんと紐解いて、事業をするためにはこういうものが必要だということを改めて内部でもきちんと協議をさせていただいて、何とか取り付けられるように努力はしていきたいと思っております。結果至らなかつたことは本当に申し訳ないとは思うんですけども、だからといってもう止めということではなくて、やっぱりそこは粘り強く内部でもきちんと整理をして、きちんとやっていきたいという考えはちゃんと持っております。</p>
金子委員	<p>そんな説明をせんならん問題かい。建て替えろって言うるとのと違うんやで。あんたらそしたら自分らが入つとるここエアコン全然効かんだとするやんか、ここっていうか本庁。それでもええん、文句言わんの。すぐ直すやろ、本庁やつたら。だけど隣保館やつたら直さへんつていうことやないか。そんだけ差別しとるんや。それも差別や。どういう頭の中をしとるのや。考えられんわ、そんな答弁は。</p>
村林会長	<p>現実に蛍光灯もう買えないんですよ。販売されてないから。だから切れたのをチカチカさせとか、どんどん歯抜けで本数減らしてくか。2本同時にしか付かないところって1本抜いたら両方付かないので、その状態のまでいつまでいくのかなと。現状の中で蛍光灯の問題ってずっと出てて、エアコンのフロンガスの問題も出てて、それを早急に対応してやってくべきところの部分をずっと放ってあるという感じでしかないで。すぐさまできないというのは当然分かります。緊急というのもどれが緊急かは分からないですけども。でもそれはきちんと計画的に進めていかないと、どこかで予算通ったからするというような問題ではないと思うんですけれど</p>

	も。是非その辺を考えていきたいと思います。
村林会長	<p>後はよろしかったでしょうか。</p> <p>すみません、長時間になりました。本日はご多忙中にもかかわらず、ご審議をいただきまして誠にありがとうございます。きちんと受け止めていただいて、ネットに関するても、そうやって答えていただければ、してるってことが伝わるんですけども、聞かないと言っていただけないと、何もしていただけてないようにならぬかと思ないので。今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局のほうからよろしかったですか。</p>
事務局（藤田）	<p>人権課長でございます。本日はご多忙中にも関わらずご審議をいただきまして本当にありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、真摯に受け止めまして今後の隣保館活動の運営に生かしていきたいと考えております。本日は長時間本当にありがとうございました。</p>